



田原本町告示第32号

平成25年3月22日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例（案）の制定の請求について、同条第3項の規定により平成25年田原本町議会第1回臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

田原本町長 寺田典弘



1 提出議案

田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例

2 議決年月日

平成25年4月9日

3 審議の結果

否決